

01 支援金の制度全般について

1. なぜ兵庫県地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金を創設するのですか？

本県の主要な地場産業のひとつである粘土瓦や陶磁器では、他の業種と比較して製造コストに占めるLPガスの料金の割合が特に高くなっています。このLPガスの価格が高騰していることを受け、事業継続支援を行うため「兵庫県地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金」を創設することとしました。

2. なぜ粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業のみを対象としているのですか？

窯業では、焼成と呼ばれる1000℃以上の高温状態を10時間～丸1日近く維持する工程をLPガスを使用して行っており、他の業種と比較して製造コストに占めるLPガスの料金が特に高い状態にあります。また、国の燃料価格激変緩和対策事業等の対象外であるため(※)、LPガスの平均価格は高騰しており、原油価格高騰に伴う必要経費の増加をそのまま価格転嫁することが難しく、窯業事業者への影響が長期化しています。このため、地場産業のうち、窯業にあたる粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業を対象としています。

(※) 国ではガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料、電気、都市ガスなどへの支援が行われています

3. 申請期間はいつからいつまでですか？

令和6年11月29日から令和7年1月28日までの期間を予定しています。なお、郵送申請の場合は、当日消印有効です。

02 支援金の金額、使用量実績について

1. 支援額はどのように決定されるのですか？

支援額は、各社のLPガス月平均使用量に応じて表に記載の金額を支援します。

※各社のLPガスの月平均使用量は、令和6年8月～令和6年10月の3ヶ月分使用量実績の合計（申請者が複数の事業所を有する場合はその合計とする。）を3で除して、1kg単位で算出します。（1kg未満の端数は切り上げて求めます。）

<支援金額表>

LPガス月平均使用量	支給額
100kg以上 ～ 1,000kg未満	2万円
1,000kg以上 ～ 2,000kg未満	4万円
2,000kg以上 ～ 4,000kg未満	9万円
4,000kg以上 ～ 8,000kg未満	18万円
8,000kg以上	37万円

2. LPガスの使用量実績を確認する書類はどのようなものを提出すればよいですか？

令和6年8月～令和6年10月の3ヶ月分の使用量又は購入（納入）量が分かるLPガスの納品書、領収書、請求書等の、いずれかの写しを提出してください。

なお、当該書類には、申請者名、対象期間（又は対象月）、使用量又は購入（納入）量の実績、納入等年月日が確認できるものとしてください。

※使用量実績で申請する場合①

各月中旬締め「7月中旬～8月中旬使用分」→「7月使用分」とする場合



支援対象の可否は使用期間が対象期間(8月～10月)にかかっているかどうかで判断し、請求日は関係ありません。(料金の請求日が11月、12月となっても対象とします。)

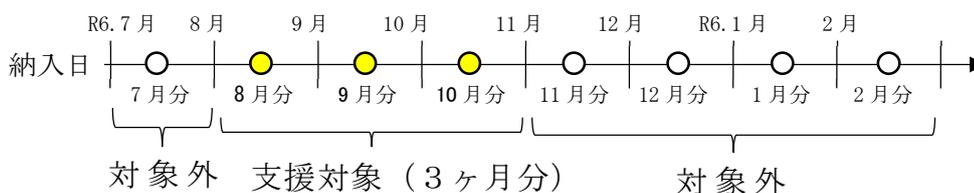
※使用量実績で申請する場合②

各月中旬締めで「7月中旬～8月中旬使用分」→「8月使用分」とする場合



支援対象の可否は使用期間が対象期間(8月～10月)にかかっているかどうかで判断し、請求日は関係ありません。(料金の請求日が11月、12月となっても対象とします。)

※購入（納入）量実績で申請する場合(月使用量が不明の場合)



支援対象の可否はガスの納入日が対象期間(8月～10月)内かどうかで判断し、料金請求日や使用日は関係ありません。(料金の請求日が11月、12月となっても対象とします。)

3. 当社は購入量実績はありますが、使用量は把握できません。購入量実績でもよいですか？

購入量実績でも構いません。ただし、使用量実績又は購入量実績のいずれかとしてください。使用量実績と購入量実績を混在させることはできません。また、購入量は請求日ではなく納入日で判断します。上記 Q2 の回答「購入（納入）量実績で申請する場合（月使用量が不明の場合）」をご確認ください。

4. 当社の請求書は、月の中旬から翌月の中旬までの購入量分について、翌月末に請求があります。どのタイミングの実績が対象となるのですか？

上記 Q2 の回答「購入（納入）量実績で申請する場合（月使用量が不明の場合）」のとおりとなります。ガス納入日が対象期間（8月～10月）内かどうかで判断しますので、納入日が分かる納品書または請求書を書類として提出してください。

納品書又は請求書に対象期間内と対象期間外の納入が混在している場合は、対象期間内の納入量のみを支援対象とします。

5. 生産調整等により窯止めしていたので令和6年8月～10月のうち、連続して稼働していた時期が2ヶ月しかありませんが、1月あたりの平均使用量は、3で除して求めるのですか？

窯止め等により期間中連続して稼働していた時期が2ヶ月しか無い場合は、残りの1月の使用量は「0」として、3で除して1月あたりの平均使用量を求めてください。

03 対象事業者について

1. どのような事業者が支援金の対象となるのですか？

兵庫県内に事業所を有する中小企業者等（※）であり、県内事業所において LP ガスを燃料とする窯を使用して製造を行う以下の業種の事業者であり、令和6年11月1日時点で事業活動を行っている必要があります。

粘土かわら製造業

陶磁器・同関連製品製造業

※中小企業者等

次の(1)から(4)のいずれかを満たす事業者

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条に定める事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、企業組合、協業組合、商工組合
- (4) 消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項3号で定める個人事業者

2. 「事業活動を行っている」とは、どのような内容でしょうか？

「事業活動を行っている」とは、LP ガスを使用する窯で瓦、陶磁器等を製造し、かつ販売して対価を得ていることを指します。

「事業活動を行っている」ことの確認は、次の書類で行います。

○LP ガスを使用する窯で瓦、陶磁器を製造している

- ・窯の写真
- ・LP ガス使用実績

○販売して対価を得ている

- ・直近の確定申告書の写し

法人：法人税確定申告書 別表一

個人事業主：確定申告書B 第一表

※非課税世帯の個人事業主で確定申告を行っていない場合は、所得証明書（市民税・県民税課税証明書）及び営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し

※開業まもなく、確定申告を行っていない場合は、法人は法人設立届出書の写し、個人事業主は税務署への開業届と直近の月末締め経理帳簿の写し

3. ○○組合の組合員です。組合に所属している場合、どの書類が不要になるのですか？

下記の県が定める書類を提出した組合に所属する事業者で、組合が県に対して、LP ガスを燃料とする窯を使用して瓦、陶磁器を製造していることを証明した事業者については、「事業活動を行っていることがわかる書類」、「使用しているLP ガスを燃料とする窯の写真」を省略することができます。

【県が定める書類を提出した組合】

- ・淡路瓦工業組合
- ・丹波立杭陶磁器協同組合

証明されている事業者に入っているかどうかは、所属する各組合にお尋ねください。
対象となる組合を変更する場合は、ホームページでご案内します。

4. 倒産、廃業はしていませんが、現在事業を停止しています。支援金の交付対象となりますか？

令和6年11月1日時点で事業活動を行っている必要があります。

事業活動については「03 対象事業者について」のQ2を確認してください。

5. 令和6年8月1日以降に新規開業しましたが、支援金の交付対象となりますか？

対象となり得ます。令和6年11月1日時点で事業活動を行っている必要がありますので、「03 対象事業者について」のQ2をご確認ください。

6. 製造はしておらず、瓦・陶磁器等の卸売（小売）のみを行っていますが、支援金の交付対象となりますか？

瓦・陶磁器の「製造事業者」を対象とした支援制度のため、卸売（小売）のみを行っている事業者は交付対象となりません。

7. 瓦・陶磁器等の製造と卸売（小売）の両方を行っていますが、支援金の交付対象となりますか？

交付対象となり得ます。ただし、事業活動を行っている必要がありますので、対象の事業活動については「03 対象事業者について」の Q2 をご確認ください。

8. 対象事業を営んでいますが、主業種は別の事業です。支援金の交付対象となりますか？

「03 対象事業者について」の Q2 に示す「事業活動を行っていること」が確認できれば交付対象となります。

9. 陶芸教室を営む事業者は、支援金の交付対象となりますか？

教室の運営のみを行う事業者は交付対象となりません。申請事業者が LP ガスを燃料とする窯を使用して製造した製品を販売している場合は交付対象となります。該当する事業活動については「03 対象事業者について」の Q2 をご確認ください。

10. 非課税世帯の個人事業主のため、確定申告をしていませんが、「事業活動を行っていることがわかる書類」は何を提出すれば良いですか？

確定申告の対象外のため確定申告をしていない場合は、所得証明書（市民税・県民税課税証明書）及び営業実績のある直近 3 か月の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿）の両方を提出してください。開業間もないなどの理由で所得証明書も提出できない場合は、開業届の写し及び直近の月末締め経理帳簿の両方を提出してください。

11. 当社では焼成工程を外注しています。支援金を申請することができますか？

LP ガスを燃料とする窯を有し、使用して製造していない場合、支援金の対象外です。

12. 兵庫県内に複数の事業所がありますが、一部の事業所のみで申請をしました。残りの事業所について、新たに申請することはできますか？

本支援金は 1 事業者につき申請は 1 度のみとなります。すでに申請済の事業者は未申請の事業所があったとしても新たに申請することはできません。

13. 本社が県内にあり、県内と県外に複数の事業所があります。他県の燃油価格高騰に係る支援金を受給している場合でも、県内の事業所について、本支援金の対象となりますか？

県内に本支援金の対象となる事業所を有する場合は、他県の燃油高騰に係る支援金を受給していても対象となります。

14. 令和6年9月末でLPガスから都市ガスに切り替えましたが、本支援金の対象となりますか？

対象となりません。令和6年11月1日現在でLPガスを燃料とする窯を使用して製造を行う事業者が対象です。

04 事業主体について

1. 兵庫県内に事業所がありますが、本社は他府県にあります。当支援金の交付対象となりますか？

本社所在地が他府県であっても、事業所が兵庫県内にあれば、当該事業所分は交付対象となります。

2. 兵庫県内に複数の事業所があります（全て兵庫県内）。それぞれの事業所ごとに支援金を申請することはできますか？

複数の事業所を有する場合、対象となる使用量を合算して申請してください。申請は1事業者について1回です。

3. 製造工場は県外にあります。申請対象となりますか？

申請対象になりません。

兵庫県内の製造工場で使用されたLPガス使用量実績を基に支援金を算出します。

4. 製造を行う工場が、兵庫県内に1カ所と県外に1カ所あります。LPガスの請求書は両工場分まとめて本社に届きます。申請する使用実績には、両工場の合算使用量を申請してよろしいですか？

それぞれの使用量実績がわかる場合はその量を、不明な場合は出荷量や生産量で案分した量で月間平均使用量を算出の上、申請してください。（出荷量・生産量の内訳が不明な場合は工場敷地面積で案分するなど、案分可能な方法で月間平均使用量を算出してください。）

※案分した場合は、案分の内容がわかる資料を添付するとともに、案分方法についても分かるように記載して提出してください。

05 提出書類について

1. 具体的にどのような書類を提出すればよいですか？

募集要項を御確認ください。

また、各県民局・県民センター、各商工会・商工会議所で申請書様式を入手いただけます。なお、メールまたは郵送で申請いただけます。

2. 事業者によって提出書類が異なる場合がありますか？

下記の県が定める書類を提出した組合に所属する事業者で、組合が県に対して、LPガスを燃料とする窯を使用して瓦、陶磁器を製造していることを証明した事業者については、「事業活動を行っていることがわかる書類」、「交付対象者が使用しているLPガスを燃料とする窯の写真」を省略することができます。

【県が定める書類を提出した組合】

- ・淡路瓦工業組合
- ・丹波立杭陶磁器協同組合

証明されている事業者に入っているかどうかは、所属する各組合にお尋ねください。対象となる組合を変更する場合は、ホームページでご案内します。

3. 写真は何が写っている必要がありますか？

①窯と代表者等と一緒に写っている写真、②窯の銘板（型番等記載内容が読める）の写真の2種類を提出してください。

・複数の窯を使用している場合は、どれか一つについて上記①②の2種類を提出してください。

・登り窯等手作り等で②がない場合は、その旨申立書（様式任意）を作成するとともに、LPガスを燃料とする窯であることが確認できる写真（取扱説明書等の該当部分、LPガスとの連結部分等）を添付してください。

4. 写真で添付した窯が何を燃料としているのか、審査時に調べますか？

調べる場合があります。本支援金は、LPガスを燃料とする窯が交付対象です。燃料がLPガスでないことが判明した場合は、交付後であっても返納していただきます。

5. LPガスを使用していますが、請求書や納品書などを紛失したため、使用量又は購入量がわかる書類を提出できません。どのようにすればよいですか？

取引事業者へ再発行を求めてください。

6. 確定申告書の写しは、いつのものを提出すればよいですか？

直近のものを提出してください。

7. 税務署に確定申告書は提出済みですが、紛失等により控え（写し）がない場合は、どうすればよいですか？

管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により確定申告書の写しの交付を受けた上で、写しを提出してください。

8. 税務署に開業届は提出済みですが、紛失してしまった場合はどうすればよいですか？

管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、開業届の写しの交付を受け、写しを提出してください。

9. 申請者と口座名義人は異なってもよいですか？（法人の代表者の個人名義の振込口座に振り込んでもよいですか？）

申請者と振込先の口座名義は同一人物である必要があります。
法人の場合は法人名義の口座に限ります。

10. 申請書に押印欄が設けられていませんが、押印は必要ですか？

押印は必要ありません。

11. 振込先口座が当座の場合、振込先口座がわかるものとして、通帳やキャッシュカードのコピー以外で「当座勘定照合表」は有効でしょうか？

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(フリガナ)が確認できれば有効です。

12. ネットバンキングのため通帳を保有していませんが、何を提出したらよいですか？

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(フリガナ)が確認できるページを印刷して添付書類としてください。

13. 確定申告書の写しは税務署の收受印があるものを提出する必要がありますか。

紙で確定申告している場合は、税務署の收受印が押印された書類の写しを提出してください。e-Tax の場合は、受付完了後にダウンロードできる、受付日時の印字された確定申告書を提出いただくか、e-Tax の受信通知と確定申告書の写しを併せて提出してください。

06 申請方法等について

1. 具体的にどのような書類を提出すればよいですか？

申請様式は県ホームページからダウンロードできます。また、各県民局・県民センター、各商工会・商工会議所でも入手いただけます。

なお、申請書類は電子メール及び郵便で提出いただくことができます。

2. 申請書類の提出先はどこですか。

下記のあてに電子メールまたは郵送でお送りください。

電子メール：jibasanshien@pref.hyogo.lg.jp

郵 送：〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県産業労働部地域産業立地課 LP ガス価格高騰対策支援金事務局 宛

※メール申請の場合、データ容量が10MB以上になると受信できませんので、10MB未満で送信してください。1週間以内に受信確認のメールを返信します。返信メールが届かない場合は事務局へお問い合わせください。

※郵送の場合は、レターパック(プラス、ライト含む)で、申請書と添付書類を提出してください。また、消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用しないでください。

3. 代表者が変更になりました。再度申請をし直したほうが良いですか？

申請をし直す必要はありませんが、変更届を提出いただく必要がありますので、支援金事務局までお問い合わせください。

電話番号：078-341-7711（内線 3585） 午前9時から午後5時まで（土日祝除く）

4. メールアドレスを持っていない場合、申請書の「メールアドレス」欄は空欄でも構いませんか？

メールアドレスがない場合は空欄で構いません。「電話番号」欄に、平日の午前9時から午後5時に連絡のつく電話番号を必ず記入してください。

5. 申請書に誤った申請内容を記入してしまいました。訂正印で修正して良いですか？

支援金の速やかな交付のため、できる限り新しい申請書をご使用ください。申請書は県ホームページからダウンロード可能です。

6. 郵送申請の場合、普通郵便で送っても良いですか？

郵送申請の場合は、レターパック（プラス、ライト含む）で送付してください。また、提出時には必ず控えを取り、保管してください。

（提出した書類の控えは、交付を受けた日から5年間保存しなければなりません。）

7. 口座の写し、LPガス利用明細などはどのサイズで送れば良いですか？

口座の写しは「添付書類チェックリスト・台紙」に貼り付けてください。LPガス利用明細等の使用量等確認書類はA4サイズ用の紙にコピーして郵送してください。

8. 郵送した申請書類は後日返却してもらえますか？

申請書類は返却しません。必要に応じてコピーするなど、控えを取ったうえで郵送してください。

9. 申請について、問い合わせ先を教えてください

申請に関して分からないことがある場合は、支援金事務局までお問い合わせください。

電話番号：078-341-7711（内線 3585） 午前9時から午後5時まで（土日祝除く）

07 電子申請について

1. 電子申請の内容に誤りがあったことに気がつきました。修正は可能ですか？

支援金事務局へお問い合わせください。

電話番号：078-341-7711（内線 3585） 午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝除く）

2. 電子申請はできますか？

電子メールで申請可能です。

08 支払・受け取りについて

1. いつ頃入金されるのですか？

審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書類の受理後、1 か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することがあります。

不備の場合は、不備書類を再提出いただいたのち、1 か月程度を予定しております。

2. 申請した協力金が口座に入金される際の振込名義は何ですか？

今回の支援金の振込名義は「ケンチイキサンギョウリッチカ」です。

3. 振込日を指定することはできますか？

振込日の指定はできません。

4. 受理された申請金額は間違いなく交付されますか？

申請に不備がなければ、申請金額のとおり交付されます。申請に不備がある場合は、申請内容の修正を依頼します。

5. 口座振込以外の受け取りは可能ですか？

できません。ご指定の口座に兵庫県よりお振込みします。

6. 複数口座に分けて支援金を受け取ることは可能ですか？

できません。ご指定のひとつの口座に兵庫県よりお振込みします。

7. 一度交付された支援金を取り消しになる場合はありますか？

虚偽および不正が判明した場合などは、取消となる場合があります。その場合、支援金の返還および加算金の支払いをしていただく可能性があります。

09 その他

1. 申請状況の進捗はどうなっていますか？

適切な申請書の受理後概ね1ヶ月程度でお支払いする予定ですが、申請件数の多寡によっては1ヶ月以上お時間をいただく場合もあります。原則として個別の進捗状況のお問い合わせには対応できませんのでご了承ください。

2. 支援金はLPガス購入以外の用途に使用しても良いですか？

支援金の使途に制限はありません。

3. 事務局から申請者へ送付される書類の郵送先は指定できますか？

不備があった場合に書類を返却する際は、申請書に記載の「郵便物の送付先住所」に送付します。

4. よくある質問を確認しても解決しないときはどこに問い合わせればよいですか？

支援金事務局までお問い合わせください。

電話番号：078-341-7711（内線 3585） 午前9時から午後5時まで（土日祝除く）